

「独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会」の審議概要について 抜粋

【問い合わせ先】

独立行政法人国立がん研究センター
監査室(契約監視委員会事務局)
電話 03-3542-2511 (内線2147)

平成25年度第2回独立行政法人国立がん研究センター契約監視委員会が、平成25年9月27日(金)に国立がん研究センターにおいて開催されましたので、その審議概要についてお知らせいたします。

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、外部有識者及び監事で構成する「契約監視委員会」(平成23年3月25日設置)において、閣議決定3.(1)並びに閣議決定3.(2)にかかる契約について、点検、見直しの審議を行うこととした。

第1回 独立行政法人がん研究センターがん研究センター契約監視委員会 (概要)

- 開催日及び場所 平成25年9月27日(金) 国立がん研究センター第1会議室
- 出席者
 - ・ 委員(敬称略) 長崎 武彦(監事 ※委員会委員長)
 - 小野 高史(監事)
 - 林 哲治郎(株式会社ワイズテーブルコーポレーション取締役)
 - 加藤 一郎(弁護士)
 - 小林 広(監査室長 ※委員会事務局)
 - 中野 浩一(監査専門職 ※委員会事務局)
 - ・ 契約担当者 財務経理部長、財務経理課長、調達企画室長、調達第1係長、調達第2係長、管財係長、経理室長、契約係長
- 審議対象

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)における閣議決定3.(1)及び3.(2)

※ 閣議決定3.(1)とは、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約並びに平成20年度末時点で継続している19年度以前に締結された複数年契約で競争性のない随意契約及び一者応札・応募となった契約をいう。

(今回は、平成20年度を平成25年度に、平成19年度を平成24年度にそれぞれ読み換えるものとする)

※ 閣議決定3.(2)とは、平成21年度末までに契約締結が予定されている前回競争性のない随意契約及び前回一者応札・応募となった調達案件並びに平成21年度末までに契約締結が予定されている新規調達案件をいう。(今回は、平成21年度を平成25年度に読み換えるものとする)

○ 審議概要

1) 平成25年度第1回契約監視委員会（6月14日）における指摘事項の確認

- ①随意契約理由として、自社でしか対応出来ない場合の業者側証明を取得すること。
→業者側証明書を数件確認したところ、内容によっては、自社でしか対応出来ないとは判断できないものも存在した。明確な表現で確実に証明してもらうよう改善していただく。
また証明書が提出できない会社については、この理由として契約を承認する訳にはいかないので、今後は厳格に対処していただく。
- ②一者応札の改善策について、執行側が検討した結果については以下のとおり。
 - ア) 入札参加資格を一ランク低くする。
 - イ) メーカーが限定されない仕様書とする。
 - ウ) 入札広告の範囲を、同業他社に幅広く行う。
 - エ) 入札広告の期間は、可能な限り長期間に設定する。以上により、なるべく多くの者が入札に参加できるよう条件設定の改善を図っていることを確認した。
- ③前年度から引き続き一者応札となった案件のフォローアップ票については、医事病歴検診事務等業務委託が該当し、具体的な取組内容、事後措置を明確にして現在ホームページに掲載している。今後は契約監視委員会で、この改善取組による結果を注視することとした。
- ④マイクロソフトライセンス契約の履行が不適切であった事例について、「今後しっかりした管理」を行うことの内容について
 - ア) 現在は、システム管理課への登録を行わないと使用できない仕組みを構築し、これを職員へ周知していた。
 - イ) 今回のペナルティに関する処理が、財務経理上の貸借の処理が正しく行われたかどうかを確認のうえ、次回報告いただく。（ペナルティ分が新契約分に含まれている処理について）
 - ウ) 平成21年契約の覚書の契約事項と、3年経過後の更新事項及び、今回の契約事項についての流れと必要事項に関する説明が不十分であり、整理して次回報告いただく。
 - エ) 個人情報管理として、個人所有のパソコンにおける研究所内での使用、そのパソコンへのデータ入力、持ち出しに関する管理に関しては、個人の研究や学会認定等の業務があり、現状では、民間会社と同等レベルの管理を実施することは困難であるので、今後は、これらの実情を踏まえた適切な管理体制を構築する必要がある。

2) 平成25年度における随意契約の妥当性について

- ・事前提出資料により、平成25年度随意契約（平成25年6月14日契約監視委員会以降）件数

延べ39件について確認した。

- ・ 今回の審議対象案件については、大きな問題は見当たらない。
- ・ 随意契約理由の解釈は厳格且つ統一的行う必要があるが、「院内調整を考慮」や「医療に対する高度な知識」では、客観的事実や不利益であることを根拠として裏付けることはできず、この随意契約理由にはならない。これらをきちんと明確に説明できるよう整理して、次回報告いただく。

3) 平成 25 年度における一者応札の妥当性について

- ・ 事前提出資料により、平成 25 年度一者応札契約（平成 25 年 6 月 14 日契約監視委員会以降）件数延べ 8 件について確認した。
- ・ 今回の審議対象案件については、特に問題は見当たらない。

4) 前年度から引き続き一者応札となった案件のフォローアップ

- ・ 今回該当の案件はなし。

5) 平成 25 年度の契約審査委員会の審議状況について

- ・ 事前提出資料により、平成 25 年 6 月 14 日契約監視委員会以降の契約審査委員会 3 回分の審議リスト延べ 31 件について確認した。
- ・ 医療用材料消費払型供給業務については、柏だけでなく築地と合算した契約にできないか。

6) 業者支払い状況について

- ・ 平成 25 年 4 月～6 月までの支払業者別金額一覧について、上位 50 社（支払総額の 85.4%）について確認した。

7) その他

- ・ なし

以 上